

2025年度
人事院・法務省

国家公務員

法務省専門職員（人間科学）採用試験

－ 大学卒業程度 －

受験案内

◇試験の日程◇

受付期間	申込みは、インターネットにより行ってください。 2月20日（木）9：00～3月24日（月）[受信有効] ※ インターネット環境（原則パソコン）及びプリンターが必要になります。◇受付から第1次試験日までの注意事項◇（8ページ参照）をよく読んでください。
第1次試験日	5月25日（日） 9：00（受付開始） 9：30（試験開始）～17：20（試験終了）
第1次試験合格者 発表日	6月17日（火） 9：00
第2次試験日	7月4日（金） ～ 7月9日（水） 第1次試験合格通知書で指定する日時 （日時の変更は、原則として認められません。）
最終合格者発表日	8月12日（火） 9：00

◇試験の区分◇

矯正心理専門職A、矯正心理専門職B、法務教官A、法務教官B、法務教官A（社会人）、法務教官B（社会人）及び保護観察官

◇採用予定数◇

矯正心理専門職 A	約 25 名
矯正心理専門職 B	約 20 名
法務教官 A	約 110 名
法務教官 B	約 35 名
法務教官 A（社会人）	約 30 名
法務教官 B（社会人）	約 10 名
保護観察官	約 30 名

採用予定数は 2 月 3 日現在の見込みであり、今後変動する場合があります。変動があった場合には最新の情報を人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 N A V I）に掲載する予定ですので、御確認ください。

◇受験資格◇

1 矯正心理専門職 A 及び矯正心理専門職 B

- (1) 1995（平成 7）年 4 月 2 日～2004（平成 16）年 4 月 1 日生まれの者
- (2) 2004（平成 16）年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ア 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び 2026（令和 8）年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
 - イ 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) (1)又は(2)に該当する者のうち、矯正心理専門職 A は男子、矯正心理専門職 B は女子に限る。

2 法務教官 A 及び法務教官 B

- (1) 1995（平成 7）年 4 月 2 日～2004（平成 16）年 4 月 1 日生まれの者
- (2) 2004（平成 16）年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ア 大学を卒業した者及び 2026（令和 8）年 3 月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
 - イ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び 2026（令和 8）年 3 月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
- (3) (1)又は(2)に該当する者のうち、法務教官 A は男子、法務教官 B は女子に限る。

3 法務教官 A（社会人）及び法務教官 B（社会人）

- (1) 1985（昭和 60）年 4 月 2 日～1995（平成 7）年 4 月 1 日生まれの者
- (2) (1)に該当する者のうち、法務教官 A（社会人）は男子、法務教官 B（社会人）は女子に限る。

4 保護観察官

- (1) 1995（平成 7）年 4 月 2 日～2004（平成 16）年 4 月 1 日生まれの者
- (2) 2004（平成 16）年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ア 大学を卒業した者及び 2026（令和 8）年 3 月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
 - イ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び 2026（令和 8）年 3 月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

* 全ての区分において、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

◇職務内容◇

【矯正心理専門職】

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、非行を犯した少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次のような職務に従事します。

1 少年鑑別所に勤務した場合

家庭裁判所から送致された少年について、面接や心理検査等を通じて、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇の方針を明らかにするという鑑別に従事します。

また、一般の方々（保護者や学校関係者等）からの非行や不良交友、しつけの問題等に関する心理相談にも応じます。

2 刑事施設に勤務した場合

面接や心理検査等を通じて、受刑者の資質を調査し、刑事施設収容中に達成させるべき目標、矯正処遇の内容等を設定するほか、改善指導の実施等の業務に従事します。

また、受刑者に対するカウンセリング等も実施します。

【法務教官】

専門的な知識・技術と懇切で誠意のある態度をもって、少年院・少年鑑別所に収容されている少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次の職務に従事します。

1 少年院に勤務した場合

少年院に収容されている少年に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な生活態度等を習得させるため、生活指導、職業指導、教科指導その他の矯正教育を行うほか、円滑な社会復帰につなげるための支援等に従事します。

2 少年鑑別所に勤務した場合

主に、家庭裁判所から送致された少年について、身柄を保護し、その資質の鑑別に役立てるため、面接や行動観察等を実施するほか、相談助言の業務等に従事します。

3 刑事施設に勤務した場合

受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための改善指導及び教科指導に関する業務などに従事します。

【保護観察官】

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

1 地方更生保護委員会に勤務した場合

刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院に関する審理のために必要な調査等に関する事務に従事します。

2 保護観察所に勤務した場合

家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年や仮釈放者等を対象とする保護観察、矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整等の業務に従事します。

◎ 法務省専門職員（人間科学）の職務に関する情報は、法務省ホームページに掲載しています。

[\[https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html\]](https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html)

◇試験種目・試験の方法◇

第1次試験

試験種目	解答題数 解答時間	配点比率			内 容
		矯正 心理 専門職	法務 教官	保護 観察官	
基礎能力試験 (多肢選択式)	30題 1時間 50分	2 11	2 10	2 10	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 30題出題 知能分野 24題 （文章理解⑩、判断推理⑦、数的推理④、資料解釈③） 知識分野 6題 （自然・人文・社会に関する時事、情報⑥）
専門試験 (多肢選択式)	40題 2時間 20分	3 11	3 10	3 10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 60題出題 必須問題 心理学に関連する領域② 選択問題 次の40題から任意の計20題選択 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 （心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩） 【法務教官区分、保護観察官区分】 40題出題 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 （心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩）
専門試験 (記述式)	1題 1時間 45分	3 11	3 10	3 10	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 心理学に関連する領域 1題出題 【法務教官区分、保護観察官区分】 選択問題 次の領域から1題ずつ計4題出題、 任意の1題選択 心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、 福祉に関連する領域、社会学に関連する領域

第2次試験

試験種目	配点比率			内 容
	矯正 心理 専門職	法務 教官	保護 観察官	
人物試験	$\frac{3}{11}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$	人柄、対人的能力などについての個別面接 (矯正心理専門職区分：心理臨床場面において必要になる判断力等についての質問も含む。)
身体検査 【矯正心理専門職 区分・法務教官区 分】	*	*		主として一般内科系検査
身体測定 【矯正心理専門職 区分・法務教官区 分】	*	*		視力についての測定

(注) 1 ○内の数字は出題予定数です。

2 第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」と「専門試験（多肢選択式）」の成績を総合して決定します。

「専門試験（記述式）」は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。

3 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。

4 「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は、合否の判定のみを行います。

5 一般内科系検査は、呼吸器、循環器、眼、言語、聴器などの検査項目について、視診・問診・聴打診を行います。

6 合格者の決定方法の詳細については、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）を御覧ください。

次に該当する者は不合格となります（保護観察官区分を除く。）。

○裸眼視力がどちらか1眼でも0.6に満たない者

（ただし、両眼で矯正視力が1.0以上の者は差し支えない。）

◇試験地◇

【矯正心理専門職、法務教官及び法務教官（社会人）】

第 1 次 試 験 地	第 2 次 試 験 地
札幌市 仙台市 東京都 名古屋市 東大阪市 広島市 高松市 福岡市 那覇市	札幌市 仙台市 さいたま市 名古屋市 堺市 広島市 高松市 福岡市 那覇市

【保護観察官】

第 1 次 試 験 地	第 2 次 試 験 地
札幌市 仙台市 東京都 名古屋市 東大阪市 広島市 高松市 福岡市 那覇市	札幌市 仙台市 さいたま市 名古屋市 大阪市 広島市 高松市 福岡市 那覇市

- (注) 1 第1次試験地及び第2次試験地については、それぞれ受験に便利な1都市を選んでください。
- 2 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もあります。
- 3 受験申込完了後における「試験地」の変更は認められません（8ページ参照）。

◇受付から第1次試験日までの注意事項◇

◇インターネット申込みの流れ◇（11 ページ）と併せて御確認ください。

1 受付期間（インターネット申込み）

2月20日（木）9：00～3月24日（月）【受信有効】

3月24日（月）までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。余裕を持って申込手続を完了してください。お使いのパソコンで申込手続が可能かをチェックできます。インターネット申込専用アドレスへアクセスして、早めに確認してください。

2 申込方法

インターネット申込専用アドレス [\[https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

インターネット申込専用アドレスへアクセスして、説明に従って入力してください。

申込手続は、「事前登録」と「申込み」の2段階になっています（他の2025年度国家公務員採用試験において、既に事前登録を行っており、ユーザーIDを持っている場合は、事前登録は不要です。）。「事前登録」だけでは申込完了にはなりません。「事前登録完了通知メール」及び「申込受付完了通知メール」が送信されますので必ず保存してください。

「事前登録」の際に登録したメールアドレスは、「受験票発行通知メール」を受信し、受験票を作成するまで変更しないでください。

なお、ユーザーID、パスワード及びパスワードを忘れた際の質問に対する回答の照会には応じられませんので、忘れないように必ず控えておいてください。ユーザーID及びパスワードは、パーソナルレコード（「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページの下方）にログインし、申込内容の確認、受験票、合格通知書のダウンロード及び個人の試験結果（成績）の確認を行う際にも必要になります。

ユーザーID	
パスワード	

パスワードを忘れた際の質問に対する回答

予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

3 申込みに関する注意事項

(1) 申し込むことができる「試験の区分」、「試験地」は一つに限ります。また、申込完了後における変更は認められません。ただし、試験地については、災害又は転居によりやむを得ないと認められ

る場合に限り、試験の実施に支障がない範囲（転居の場合は、3月28日（金）17:00までに申し出た場合に限る。）で変更が認められます。

- (2) 申込みは1回に限ります。異なるユーザーIDで同じ試験について複数の申込みをした場合、最後の申込み以外は無効とします。
- (3) 「試験の区分」、「試験地」以外の申込内容のうち、「氏名（フリガナ含む）」、「生年月日」、「性別」、「電話番号」、「住所」の訂正は、第1次試験の際に受け付けます。申込内容等の訂正を目的として再度申し込むことは絶対にしないでください。
- (4) 2004（平成16）年4月2日以降に生まれた者は、受験資格となる学歴について、「学校名」、「学部・学科名」、「課程名」等を正式な名称で省略せずに入力してください。第2次試験の際、卒業（見込）証明書の提出を求めますので、正確に入力してください。

専修学校については、課程により受験資格の有無が異なる場合がありますので、以下の専修学校の記載例のように、昼・夜間の別、修業年限を専修学校に確認し、正確に入力してください。

専修学校の入力例

項目	入力項目
学歴区分	専修学校（専門課程）
最終学校名	東西専門学校東京校
学科	法律行政学科
課程	文化教養専門課程
専修学校の場合	昼間 2年

※学校名は省略せず、（東京校など校名がある場合は、全て）入力してください。

- (5) 入力の誤りや漏れがある場合には、補正を行うため適宜連絡をします。申込みをした日から4月1日（火）の間（土・日曜日及び祝日は除く。）は必ず連絡が取れるようにしてください。補正できなかった場合には、受験申込みの受理ができないことがあります。

4 受験票の作成方法

受験票のダウンロード期間は5月9日（金）13:00～5月22日（木）17:00です（5月22日（木）17:00以降はダウンロードできません。）。5月9日（金）13:00～17:00に「受験票発行通知メール」を送信する予定です。

期間中に、パーソナルレコードにユーザーID及びパスワードを入力してログインし、受験票をダウンロードしてください。ダウンロード後、A4サイズのコピー用紙（普通紙）に印刷（カラー、白黒どちらでも可）し、受験票記載の説明に従って受験票を作成してください。

なお、受験票は、本人であることが明瞭に確認できる**写真**（6か月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きの縦4cm横3cmのもの）が必要です。パーソナルレコードから写真をアップロードした上で印刷する、又は受験票を印刷した上で直接写真を貼付する方法により作成し、**第1次試験当日**に必ず**持参**してください。

5 第1次試験に関する注意事項

- (1) 受験票がダウンロードできない場合は、インターネット申込みQ & A（「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページの上方）を参照してください。期間中に受験票をダウンロードできなかった場合は、パーソナルレコードにログインして、必要な情報を確認してください。
また、受験票の内容に関する照会は、第1次試験地に対応する矯正管区、地方更生保護委員会等（16 ページ参照）に5月23日（金）17:00 までに問い合わせてください。
- (2) 第1次試験の試験開始時刻（9:30）に遅れた場合は、受験は認められません。受験票記載の試験場において必ず試験開始時刻までに受付（9:00 開始）を済ませ、指定された席に着席してください。
また、試験場によっては、試験場入口と受付場所が相当離れているところもありますので、時間に余裕を持って行動してください。
- (3) 試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、スマートグラス、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となりますので注意してください。

◇個人情報の管理について◇

入力された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、人事院及び法務省において適正に管理します。なお、学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動等に資するために用いるものであり、試験の結果に影響を与えるものではありません。

◇新型コロナウイルス感染症などへの対応について◇

人事院ホームページ「採用試験の重要情報」又は「国家公務員試験採用情報 NAVI」の各試験のお知らせ欄に掲載しますので、必ず御確認ください（情報は随時更新されます。）。

◇インターネット申込みの流れ◇

【受験申込者】

【人事院】

1. パソコンの利用環境をチェックする。

チェック期間：2月3日（月）～

○インターネット申込専用アドレスへアクセス

- ・お使いのパソコンで申込手続きが可能かどうかチェックする。
- ・パソコン・スマートフォンの機種や環境等により、利用できない場合があります。

2. 事前登録・申込みを行う。

受付期間：2月20日（木）9：00～3月24日（月）[受信有効]

①「事前登録」のためのデータ入力

- ・「パスワード」「パスワードを忘れた際の質問・回答」を控えておいてください。
- ・個人で設定したパスワードの照会には応じられません。
- ・他の2025年度国家公務員採用試験において、既に事前登録を行っており、ユーザーIDを持っている場合は、事前登録は不要です。『③「申込み」のためのデータ入力』からお進みください。

「事前登録」受信

②「事前登録完了通知メール」受信

- ・このメールは必ず保存してください。
- ・事前登録だけでは申込完了になりません！

「事前登録完了通知メール」送信
・「ユーザーID」を通知

③「申込み」のためのデータ入力

「申込み」受信

④「申込受付完了通知メール」受信

- ・このメールは必ず保存してください。

「申込受付完了通知メール」送信

3. 受験票を作成する。

ダウンロード期間：5月9日（金）13：00～5月22日（木）17：00

①パーソナルレコードにログイン

- ・期間を過ぎた場合はダウンロードできません。

「受験票発行通知メール」受信

②受験票（PDFファイル）ダウンロード・印刷

「受験票発行通知メール」送信
・5月9日（金）13:00～17:00に送信予定

③受験票作成

- ・A4サイズのコピー用紙(普通紙)に印刷（カラー、白黒どちらでも可）。
- ・貼合せ・穴あけ・写真のアップロード又は貼付など、必ず指示どおりに作成の上、第1次試験当日に持参する。

◇受験上の配慮について◇

身体障害等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望する場合及び補聴器を使用したい場合は、あらかじめ申し出てください（事前の届出及び許可が必要です。）。

申込時にあらかじめその旨を第1次試験地に対応する矯正管区、地方更生保護委員会等（16 ページ参照）に必ず申し出るとともに、申込画面の該当項目に希望する措置の内容など（補聴器使用の場合は、補聴器使用の旨及びメーカー名、型番など）を入力してください。

申出の内容や程度を確認の上、対応します。場合によっては、障害の程度を証明する書類を提出していただくことがあります。

なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

◇多肢選択式試験の正答番号の公表について◇

第1次試験の「基礎能力試験（多肢選択式）」及び「専門試験（多肢選択式）」の正答番号については、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAV I）の「試験情報」に、5月26日（月）11:00 から6月2日（月）17:00 まで掲載します。

掲載直後はアクセスが集中し、つながりにくくなることがありますので、時間をおいてアクセスしてください。なお、電話による正答番号の照会に対する回答は行っておりませんが、インターネットで見ることができないなど「正答番号の公表」に関する問合せ先は、人事院人材局試験専門官室（03-3581-5311 内線 2391）です。

◇合格者の発表◇

合格者の受験番号は、以下のインターネット合格者発表専用アドレスで確認することができます。

なお、掲載直後はアクセスが集中し、つながりにくくなるおそれがあるため、事前に次のアドレスをブックマーク等に登録し、直接アクセスすることを推奨します。

[\[https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html\]](https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html) インターネットによる合格者発表に関する問合せ先は、人事院人材局試験課（03-3581-5311 内線 2332）です。

第1次試験合格者発表	6月17日（火）9:00
最終合格者発表	8月12日（火）9:00

合格者発表に関する照会は、受験した試験地に対応する矯正管区、地方更生保護委員会等（16 ページ参照）に問い合わせてください。

「第1次試験合格通知書」及び「最終合格通知書」は、パーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。第1次試験合格通知書において第2次試験の日時・試験場を指定していますので、ダウンロードできない場合は、日時・試験場を6月19日（木）17:00までに受験した試験地に対応する矯正管区、地方更生保護委員会等（16ページ参照）に問い合わせてください。また、「第1次試験合格通知書」及び「最終合格通知書」は再発行できませんので、指定の期間内に必ずダウンロードしてください。

なお、「第1次試験合格通知書」で指定する第2次試験の日時の変更は、原則として認められません。

人事院及び法務省では、有料で試験の可否の連絡を請け負うことは一切行っていない。

◇個人の試験結果（成績）について◇

個人の試験結果（成績）については、国家公務員試験採用情報NAVIで確認できます。掲載期間中にパーソナルレコードにログインし、試験結果をダウンロードしてください。掲載期間は、国家公務員試験採用情報NAVIで御確認ください。

◇2024年度の実施結果◇

国家公務員試験採用情報NAVIを参照してください。

◇採用◇

1 採用方法及び採用時期

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿（１年間有効）に得点順に記載され、この名簿に記載された者の中から採用者を決定します（最終合格者数は、辞退者数を考慮して決定されます。）。

採用はおおむね 2026（令和 8）年 4 月になります。

2 採用後の勤務場所・研修等

- (1) 矯正心理専門職区分からの採用者は、法務技官（心理）として、主に少年鑑別所に採用されます。少年鑑別所に採用されると鑑別部門に所属し、法務技官（心理）に必要な学術及び実務に関する基礎的な研修、訓練（矯正研修所における合宿研修を含む。）を受けます。
- (2) 法務教官は、主に少年院（教官 B は、主として紫明女子学院、青葉女子学園、榛名女子学園、愛光女子学園、交野女子学院、貴船原少女苑、丸亀少女の家、筑紫少女苑及び沖縄女子学園の各少年院）及び少年鑑別所に採用されます。
主に、少年院に採用されると教育部門に、少年鑑別所に採用されると鑑別部門に所属し、法務教官に必要な学術及び実務に関する基礎的な研修、訓練（矯正研修所における合宿研修を含む。）を受けます。
- (3) 保護観察官区分からの採用者は、保護観察所又は地方更生保護委員会に配属となり、一定の期間、更生保護行政を幅広く理解するための一般的な行政事務に従事した後、保護観察官に任命されます。保護観察官任命時には、保護観察官として必要な基礎的な知識及び技能を身につけるための研修を受けるほか、任命されてからの一定期間は育成期間として位置付けられ、他の刑事司法機関への短期派遣研修や所属庁において統括保護観察官等から実務指導等を受けます。

◇給与◇

- 1 採用当初の額は、次のとおりです。

矯正心理専門職 公安(二) 1－21 の場合	299,880 円
法務教官 公安(二) 1－21 の場合	299,880 円
保護観察官 行政(一) 1－25 の場合	264,000 円

- 2 法務教官（社会人）の採用当初の額は、採用前の経歴によりますが、例えば大学卒業後、30歳で採用された場合は次のとおりです。

法務教官（社会人） 公安(二) 1級	312,000 円 ～ 331,000 円程度
-----------------------	-------------------------

- (注) 1 この額は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定によるもので、東京都特別区に勤務する場合における 2025(令和 7)年 4 月 1 日の給与の例です。

地域手当の支給されない地域へ採用された場合には、公安(二) 1 – 21 249,900 円、
行政(一) 1 – 25 220,000 円です。

- 2 上記のほか、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当…扶養親族のある者に支給。子月額 11,500 円等

住居手当…借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高 28,000 円

通勤手当…交通機関を利用している者等に、定期券相当額(1 箇月当たり最高 150,000 円) 等

期末手当・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1 年間に俸給等の約 4.60 月分

単身赴任手当…採用・異動に伴ってやむを得ない事情により配偶者と別居した者等に、
月額最高 100,000 円

◇勤務時間・休暇◇

1 週間当たりの勤務時間は 38 時間 45 分（週休 2 日制）です。

矯正心理専門職区分から採用された法務技官（心理）は、1 日 7 時間 45 分の勤務を行う場合と交替制勤務（昼間勤務と昼夜勤があります。）を行う場合があります。

法務教官は、主として交替制勤務（昼間勤務と昼夜勤があります。）に従事します。

保護観察官は、1 日 7 時間 45 分勤務です（ただし、配属庁によっては宿直勤務があります。）。

なお、大都市では時差通勤制度を採用しています。

休暇には、年次休暇（年 20 日(4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日)。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

◇問合せ先◇

問合せの内容により、以下の問合せ先に御連絡ください（9:00～17:00（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。））。

1 インターネット申込み、受験票及び合格通知書のダウンロード方法に関する問合せ

人事院人材局試験課 電話(03)3581-5311(内線 2332) FAX (03)3581-2795

なお、インターネット申込用のホームページ（8ページ参照）にはQ & Aがありますので、そちらも参照してください。

2 その他試験に関する問合せ

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1)転居による試験地の変更 | (4)合格者発表 |
| (2)身体の障害等による措置の申出 | (5)合格通知書の内容 |
| (3)受験票の内容 | |

法務省矯正管区（矯正心理専門職、法務教官及び法務教官（社会人））

法務省地方更生保護委員会（保護観察官）

第1次試験地	問合せ先	電話番号
札幌市	法務省札幌矯正管区 (法務省北海道矯正管区)	(011)783-5083
仙台市	法務省仙台矯正管区 (法務省東北矯正管区)	(022)286-0510
東京都	法務省東京矯正管区 (法務省関東矯正管区)	(048)600-1502
名古屋市	法務省名古屋矯正管区 (法務省中部矯正管区)	(052)971-6015
東大阪市	法務省大阪矯正管区 (法務省近畿矯正管区)	(06)6941-5754
広島市	法務省広島矯正管区 (法務省中国矯正管区)	(082)223-8198
高松市	法務省高松矯正管区 (法務省四国矯正管区)	(087)822-4469
福岡市	法務省福岡矯正管区 (法務省九州矯正管区)	(092)661-1260
那覇市	那覇少年鑑別所	(098)862-4606

第1次試験地	問合せ先	電話番号
札幌市	北海道地方更生保護委員会	(011)261-9907
仙台市	東北地方更生保護委員会	(022)221-3536
東京都	関東地方更生保護委員会	(048)600-0181
名古屋市	中部地方更生保護委員会	(052)951-2944
東大阪市	近畿地方更生保護委員会	(06)6949-6260
広島市	中国地方更生保護委員会	(082)221-4497
高松市	四国地方更生保護委員会	(087)822-5090
福岡市	九州地方更生保護委員会	(092)761-7781
那覇市	九州地方更生保護委員会 那覇分室	(098)853-2947

※法務省矯正管区の名称は、令和7年4月に括弧内の名称に変更となる見込みです。

3 合格者発表に関する問合せ

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
人事院北海道事務局	(011)241-1248	人事院中国事務局	(082)228-1183
人事院東北事務局	(022)221-2022	人事院四国事務局	(087)880-7442
人事院関東事務局	(048)740-2006～8	人事院九州事務局	(092)431-7733
人事院中部事務局	(052)961-6838	人事院沖縄事務所	(098)834-8400
人事院近畿事務局	(06)4796-2191		